

岩手県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年10月13日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1(1) 起業者の名称 岩手県
- (2) 事業の種類 県道宮古山田線改築工事（岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割地内から同町豊間根第2地割地内まで）
- (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田町石峠第4地割	19番1	田	533	580.70	392.28	2.03	田	別図1に①及び⑦として赤色で表示する部分
	23番1	田	446	477.31	47.06	0	田	別図2に③として赤色で表示する部分
	23番2	田	300	304.21	40.55	2.44	田	別図2に②及び⑥として赤色で表示する部分
	24番4	田	968	968.49	35.31	4.60	田	別図2に④及び⑤として赤色で表示する部分
	25番3	田	462	463.38	226.64	6.06	田	別図3に⑩及び⑰として赤色で表示する部分

- (4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙1のとおり。
- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月5日

- 2(1) 起業者の名称 岩手県
- (2) 事業の種類 県道宮古山田線改築工事（岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割地内から同町豊間根第2地割地内まで）
- (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田町石峠第4地割	無地番	なし	なし	11.10	10.60	0.50	水路	別図4に⑳、㉓及び㉔として赤色で表示する部分
	無地番	なし	なし	3.85	1.13	2.72	水路又は道路	別図4に㉕及び㉖として赤色で表示する部分

- (4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
山田町 代表者 山田町長 佐藤 信逸	岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別図4に㉗として表示する部分の土地に関して権利を有する関係人

氏名	住所	権利の種類

東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
----------------------	--------------------	------

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月5日

3(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 県道宮古山田線改築工事(岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割地内から同町豊間根第2地割地内まで)

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	使用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田町石峠第4地割	不明ただし、25番3又は無地番	不明ただし、25番3田又は無地番なし	不明ただし、25番3462又は無地番なし	71.39	69.63	1.76	水路	別図5に⑱、⑳及び㉑として赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙2のとおり。

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別図5に⑱として表示する部分の土地に関して権利を有する関係人

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月5日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。